

1号認定児童の入園の手引

※申込書は支給認定申請書ではありません。入園内定後、別途支給認定の申請が必要になります。

1. 入園が可能な児童

次の条件にすべて該当することが必要です。

- ① 福山市民であること（転入予定も含みます）。
- ② 保育・教育における日常生活に支障ないこと。
- ③ 生年月日が以下の表に該当すること。



保育年齢	生年月日
きりん組（5歳児）※年長	2018年4月2日～2019年4月1日生まれの児童
うさぎ組（4歳児）※年中	2019年4月2日～2020年4月1日生まれの児童
ぱんだ組（3歳児）※年少	2020年4月2日～2021年4月1日生まれの児童
こあら組（2歳児） おおむね3歳	2021年4月2日～2022年4月1日生まれの誕生月を迎えた児童

※②においては、福山市が入園判断をする2・3号（保育所型）と異なり、施設が入園が可能かどうか判断する必要があるため、療育施設等へ通所（予定）される方や医師・保健師などから配慮を要すると助言を受けている方は事前に相談をお願いします。事前に相談がなく事後に特別な配慮を要すると判断される場合は、入園の許可を取り消す場合があります。受入体制の点からご理解ください。

2. 支給認定

施設の利用を希望する保護者の方には、支給認定申請により、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。この認定により保育料（教育標準時間分）は無償となります。

【認定区分】

利用される方は、支給認定として1号認定「教育標準時間」が必要になります。

【有効期間】

- ・有効期間は小学校就学前までになります。
- ・福山市内の認可保育所などへの転園をご希望の場合は、再度入所申込み及び支給認定申請を行ってください。

（参考）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用時間
3歳～5歳	○「保育が必要な理由」がない	1号認定	教育標準時間（9時～13時）
	○「保育が必要な理由」がある	2号認定	保育短時間（8時間／日）または
0歳～2歳		3号認定	保育標準時間（11時間／日）

※波線部が1号認定の対象になります。

3. 保育時間及び休業期間

【教育・保育時間】

9時00分～13時00分

【教育・保育時間外預かり保育】

13時00分～16時00分

※上記時間以外は、延長預かり保育（有料）になります。

※土曜日・長期休業日は、別途料金がかかります。

【休業期間】

土曜日、日曜日、祝祭日、夏季休園期間（8/10～8/16）

冬季休園期間（12/28～1/6）、春期休園期間（3/29～入園式前日まで）、

その他 施設が特に必要と定める日

※上記期間内であっても行事（例 運動会）など施設が指定する日は保育を行います。

また、その日の保育料はかかりません。

【給食費および保護者会費等】

（月～金）	副食3,500円/月	主食1,000円/月	計4,500円/月
（土・長期休業）	副食200円/日	主食50円/日	計250円/日

※減免についての取り扱い

◆対象 途中入園・途中退園・やむを得ない連続の長期欠席の場合（同一月内）

◆対象期間 連続して14日以上欠席の場合…半額徴収

・その他、保護者会費や必要な教材費、絵本代などがかかります。

【保育料・副食費について】

幼児教育・保育の無償化により保育料は無償となりますが、副食費（おかず）
主食費（ごはん）が必要です。なお、次のとおり副食費は免除になる場合があります。

年収360万円未満相当世帯…認定こども園に通う全ての子どもの副食費が免除

年収360万円以上相当世帯…小学校3年生までの子どもが3人以上いる場合は、3人目以降の
副食費が免除

※年収360万円未満相当世帯とは、市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯を指します。

◆算定対象となる保護者・扶養義務者

保護者（父及び母。ひとり親世帯の場合は、いずれか一人）の市町村民税の合算額で徴収・
免除の判定をします。保護者の収入の合算額が1カ月に10万に満たない場合で、同居の祖父母
曾祖父母等がいる場合は、そのうち最多所得者を副食費判定の対象とします。

4. 延長預かり保育について

- ・実施日 月～金曜日（長期休業中も開園日は実施します）
- ・実施しない日 日曜日、祝日等 その他指定した日

(月～金)	7時00分～ 8時00分	(日額) 100円	} 月額…9,000円 ⇒月額…3,200円 ※月額利用の場合も別途徴収
	16時31分～17時00分	(日額) 200円	
	17時01分～18時00分	(日額) 250円	
	18時01分～19時00分	(日額) 500円	
	19時01分～	(10分) 100円	

(土・長期休業の預かり保育)

	7時00分～ 8時00分	(日額) 100円	…月額を利用の場合は月額の利用率に含まれます ※月額利用の場合も別途徴収
	8時01分～13時30分	(日額) 450円	
	13時31分～18時00分	(日額) 800円	
	18時01分～19時00分	(日額) 500円	
	19時01分～	(10分) 100円	

※申込み方法『預かり保育利用申込書』を提出してください。

【預かり保育料について】

- ・次の場合は無償化の対象となるので、申請が必要です。
○月48時間以上の就労などにより、申請のうえ「**保育の必要性の認定**」を受けられた場合は日額450円（月額11,300円）まで、預かり保育料も無償化の対象となります。
- 保育を必要とする要件は、就労のほか、就学、産前産後6カ月（出産予定月は産前とし、産前産後とも3カ月）、病気・障がいなどがあります。

満3歳（2021年4月2日～2022年4月1日生まれで3歳になる子）のうち、住民税課税世帯は保育の必要性の有無にかかわらず、預かり保育料は無償化の対象となりません。

5. 申込から入園までの流れ

- 願書の受付期間（願書配布…2023年10月16日～）

【2024年4月からの入園を希望する場合】

第一次募集 2023年11月13日（月） から 2023年11月22日（水）まで

※受付期間厳守をお願いします。

※入園の可否については、12月上旬までに郵送にてお知らせします。

【年度途中からの入園を希望する場合】

- ・第一次募集の応募者が少なく追加の受け入れができる場合や途中退園などでクラスの定員を下回った場合にのみ随時先着順で入園を受け付けます。
（満3歳児につきましては、誕生月の翌月から入園可能）

●選考方法

- 入園希望者が定員（クラス別）を超えた場合には、抽選によって入園児を決定します。
- 抽選は、出された願書すべてに抽選を実施して入園優先番号を付けます。その番号順に入園可能者数の方が入園可能となります。なお、入園可能者数以降の番号の方は待機者となり、何らかの事情で先番号の方が辞退された場合に入園優先番号順に入園のご意向を伺うようになります。（時期についての保障はありません。辞退がなければ年度内での入園ができない場合もあります）

●入園内定後について

- 入園可能者の方には内定書を出しますので、受諾書の提出をお願いします。その後1号認定の支給認定申請を行っていただきます。
- 3月上旬から中旬に入園説明を行います。（重要事項の説明の他、口座開設や振替手続き、用品の準備や購入について説明します） 詳しい日時は郵送にてお知らせします。
- 入園説明後、重要事項説明の同意書の提出と利用契約を締結します。